

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について【要旨】

1 改正の趣旨

厚生労働省が省令で定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、同基準を引用している本市条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 認可外保育施設等の連携協力による連携施設の確保の不要

・改正条文

第6条第4項及び第5項の追加

・概要

家庭的保育事業者等は、保育所、幼稚園又は認定こども園を卒園後の受皿となる連携施設として確保する必要があるが、今回の条例改正により、市長が卒園後の受皿となる連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、卒園後の受皿となる連携施設の確保を不要とするもの。

この場合において、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって市長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならないこととする。

《参考》連携施設の役割

- ・保育内容の支援
- ・代替保育の提供
- ・卒園後の受皿

(2) 保育所型事業所内保育事業所における連携施設の確保の不要

・改正条文

第44条第2項の追加

・概要

家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く）は、連携施設を確保しなければならないものとされているが、今回の条例改正により、市長が適当と認める保育所型事業所内保育事業所（満3歳以上の児童を受け入れている場合に限る）については、連携施設の確保を不要とするもの。

の。

《参考》保育所型事業所内保育事業

定員 20 人以上であり、保育士配置基準等が保育所と同等である事業所内保育事業。

(3) 食事の自園調理に関する経過措置の延長

・改正条文

附則第 3 項の改正

・概要

家庭的保育事業者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を 10 年としているが、今回の条例改正により、家庭的保育事業者の居宅以外で保育を提供する家庭的保育事業者についても、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を 5 年から 10 年に延長するもの。

(4) 連携施設の確保に関する経過措置の延長

・改正条文

附則第 4 項の改正

・概要

家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる経過措置期間について、今回の条例改正により、5 年から 10 年に延長するもの。

また、今回の条例改正により、条例第 44 条第 2 項において、特例保育所型事業所内保育事業については、連携施設の確保を不要としたことから、当該事業者を経過措置の対象から除外する規定を追加するもの。

(5) その他文言整理

・改正条文

第 6 条第 2 項、第 16 条第 2 項第 3 号

2 施行日

公布の日から施行する

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるもの</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児

幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る_____。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第44条 (略)

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。))については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

(食事の提供の経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業

_____の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第

_____の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第44条 (略)

附 則

(食事の提供の経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第

23条第5号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

23条第5号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。